

第 53 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 4 年 1 月 20 日（木）11：15～11：35
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：一見知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長（オンライン）、高間総務部長（オンライン）、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども福祉部長（オンライン）、岡村環境生活部長（オンライン）、増田廃棄物対策局長（オンライン）、山口地域連携部長（オンライン）、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長（オンライン）、生川南部地域活性化局次長（オンライン）、更屋農林水産部長（オンライン）、島上雇用経済部長、小見山観光局長（オンライン）、水野県土整備部長（オンライン）、真弓県土整備理事（オンライン）、森会計管理者兼出納局長（オンライン）、三宅デジタル社会推進局長（オンライン）、田中最高デジタル責任者（オンライン）、木平教育長、喜多企業庁長（オンライン）、長崎病院事業庁長（オンライン）、藤井警察本部警備部長、高野四日市港管理組合経営企画部長（オンライン）、服部四日市市危機管理監（オンライン）、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括官）

- ・ 只今から「第 53 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・ 1 月 17 日に、政府に対し、まん延防止等重点措置の適用を要請し、昨日 19 日に本県への適用が正式に決定された。
- ・ これを受けて本日の会議は、特に重点的に措置を講じる区域及び措置の内容について決定するために開催するものである。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括官）

- ・ 事項 1 「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等」について、感染症対策部から説明をお願いする。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・ 県内患者発生状況について、青い棒グラフを見ると、1 月以降急激な増加を示

- しており、累計感染者数は現在 16,587 人となっている。
- 直近 1 週間における人口 10 万人当たりの新規感染者数をまとめたものであり、1 月 13 日から 19 日までの 1 週間で 84.8 人に至っている。先週との比較においては 5.8 倍の増加となっている。
 - 医療圏別・年齢別患者発生状況について、医療圏別では依然、北勢圏域の割合が高く、約 6 割となっている。年齢別では 20 代までが約 6 割で高い割合となっている。直近では、20 歳未満の比率が 18% から 30% と増加しており、学校でのクラスターの影響と考えられる。
 - 感染経路に関する状況について、県内外別で見ると 1 月 5 日の週は県外由来が 5 割であったが、12 日からの週では県外由来が減って県内由来が約 8 割となっており、県外から持ち込まれ、県内に広がったものと考えられる。
 - 経路別で見ると依然、家族の割合が高いが、職場や学校、飲食店の割合が増加している。これについてもクラスターや、飲食店については成人式後の宴会等が影響していると考えられる。
 - 変異株 L452R スクリーニング検査の関係について、第 5 波に比べて急速に株の置き換わりが進んでいる。スクリーニング検査において、オミクロン株の疑いが約 8 割の中で、ゲノム解析の結果、最新ではオミクロン株が 55 件であり、ほとんどがオミクロン株となってきている。
 - PCR 等検査数と陽性率について、1 月 8 日から 14 日までの直近 1 週間の検査における陽性率は 7.1% である。前週の 1 月 1 日から 7 日までの週は 0.9% であり、陽性率も急速に上がっている。
 - 感染者全体に占めるワクチンの接種歴の状況について、ワクチン未接種の方が約 3 割、ワクチン 2 回接種後に感染した方が約 7 割弱でブレークスルー感染が発生している。
 - 入院等の状況について、全療養者数は 1,609 名で、その内、自宅療養が 1409 名である。病床使用率は 25.2%、重症者用病床使用率については 0% である。
 - 9 枚目以降のスライドは参考として、第 5 波における時短要請に関するデータである。第 5 波の際は、時短要請をした 8 月 12 日の週以降、約 2 週間後に新規感染者数がピークとなり、その後ピークアウトとなっている。
 - 人流との関係では、青色の折れ線グラフを見ると、移動の制限や時短要請後に人流が減っていることがわかる。
 - 11 枚目のスライドは、感染者数を発症日ベースで捉え直したものである。9 枚目のスライドとの比較において、発症日のピークは公表日ベースの感染者数ピークの約 10 日前にピークを迎えている。このことから、時短要請の数日後に発症日のピークを迎えており、医療を守るには早期の措置が必要だと考えられる。

- ・最後のスライドは新規感染者と重症入院患者の状況であるが、重症入院患者のピークは新規感染者数のピークの約1週間後となっている。説明は以上である。

(日沖危機管理統括官)

- ・ただいまの説明で何か質問はあるか。
(質疑なし)

議題2 「三重県まん延防止等重点措置」について

議題3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 14」の一部改訂について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項2の「三重県まん延防止等重点措置」及び事項3の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 14」の一部改訂について、続けて総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料2から資料4までに沿って説明

- ・資料2をご覧ください。三重県まん延防止等重点措置について説明する。
- ・措置の実施期間は、1月21日から2月13日までとする。
- ・実施区域は三重県全域、重点措置区域は記載の24市町としたい。この区域については、これまでも重点措置区域を決定する際に基準としていた保健所ごとの人口10万人当たりの新規感染者数等の感染状況により判断した。
- ・なお、熊野保健所管内については、現状で重点措置区域とする基準に達しているが、感染者のほとんどが家族等の濃厚接触者であり、地域で感染が拡大している状況ではないと考えられることから、現時点では重点措置区域に含めていない。
- ・感染者が急速に増加しており、今後もこのまま感染者が増加すると医療提供体制のひっ迫へと繋がる。
- ・エッセンシャルワーカーで自宅待機等となる方が増加すれば、社会機能を維持することが困難となるということが予想される。
- ・こうした状況を招かないように対策を行い、感染拡大の波を低く短く抑えていく必要がある。一方で、社会経済活動を停滞させることなく、感染防止対策との両立を図る必要もある。
- ・こうしたことから「三重県まん延防止等重点措置」を取りまとめ、「三重県指針」ver. 14と併せて協力をお願いしますのものである。
- ・1ページ、一番上の注意書きに記載のとおり、「強化」と記載しているものは、

これまで取り組んできた「感染拡大阻止宣言」から新たにお願いするもの、また、より強くお願いするものである。主なものについて説明する。

- 1 県民の皆様へとして、移動、外出について、重点措置区域においては営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう特措法でお願いする。
 - 県境を越える移動については、生活の維持に必要な場合等を除き、引き続き避けていただくようお願いする。
 - 特にまん延防止等重点措置区域等へは、通勤についても可能な限りテレワークの活用をお願いする。
 - 飲食については、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下、また「マスク会食」「黙食」の徹底等を特措法でお願いする。
 - 3事業者の皆様へとして、まず、重点措置区域の事業者の皆様へは営業時間の短縮を要請する。対象施設は飲食店、遊興施設のうち飲食店営業許可を受けているカラオケ店、結婚式場等である。要請内容としては、認証店については、営業時間は21時として酒類の提供可能、または営業時間を20時までとして酒類の提供を行わない営業を要請する。認証を受けていない店舗については、営業時間を20時までとして酒類の提供を行わないよう要請する。これについて特措法で要請する。
 - また、感染拡大の状況に鑑みて、ワクチン・検査パッケージ及び全員検査による人数制限の緩和は行わないこととする。
 - 建築物の床面積が1,000㎡を超える特に大規模な集客施設について、「入場する者の整理」「マスク着用の周知」等の措置をお願いする。
 - 重点措置区域以外も含めたすべての事業者の皆様へとして、外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用している事業者の皆様においては、感染防止対策等について、外国人の方への丁寧な周知をお願いする。
 - 重症化リスクのある方等を雇用されている場合については、本人の申し出を踏まえて、テレワークや時差出勤等の就業上の配慮をお願いする。
 - 感染者の急増によって事業活動が低下しないよう、事業継続計画を活用した対応、また、ワクチン追加接種促進のため、従業員等がワクチン接種を受けやすいように勤務体制の配慮をお願いする。
 - イベント開催については資料4で説明する。
 - 偏見・差別に繋がる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないようお願いする。
- 続いて資料3は、「三重県まん延防止等重点措置」の別冊として、三重県が実施する対策を取りまとめている。主なものを説明する。

- ・予防・医療のうち保健所の体制として、保健所業務を支援する応援職員を順次派遣していく。
- ・検査体制として、無料PCR検査等、医療機関や薬局等において、感染不安を感じる方への無料検査を実施している。現在、登録されている検査実施場所は106か所である。
- ・高齢者施設等を対象とした社会的検査を、1月中に再開する。
- ・ワクチン接種について、3回目の接種の前倒しでの接種も含めてワクチンの配布を進めていく。1月30日以降、県内3か所で県営接種会場を設置する。
- ・医療提供体制について、入院医療として、必要な方が確実に入院できるよう457床の患者受入病床を確保するとともに、患者急増時の緊急的な対応として、重症者用病床を含めて576床の病床を確保している。
- ・臨時応急処置施設として確保した2つの施設のうち、津市の施設を1月20日から10床稼働させる。
- ・宿泊療養施設については3施設を稼働させている。残りの施設については、1月中の稼働を予定している。
- ・感染拡大防止対策として、飲食店等への営業時間短縮の要請に伴い、遵守状況確認のための見回りを実施していく。
- ・外国人住民の方への多言語等の支援をしていく。
- ・障害福祉施設等の相談窓口を設置していく。
- ・県立学校の対応として、基本的な感染防止対策を引き続き徹底していく。
- ・部活動は原則自校内の活動とし、公式大会については、感染防止対策を講じたうえで必要最低限の人数で参加できることとする。
- ・修学旅行・遠足については延期を検討するが、県内を行き先とする最終学年の修学旅行は、重点措置区域以外を行き先として実施できることとする。
- ・地域スポーツの場面をきっかけとして感染拡大しないよう注意喚起を徹底する。
- ・交通事業者への協力要請として、主要駅構内等でのポスターの掲出など、感染防止対策徹底の呼びかけに協力をお願いする。
- ・また、今回の「三重県まん延防止等重点措置」の内容について、様々な媒体を活用し周知啓発していく。
- ・続いて、事業者支援について、営業時間短縮要請等の影響に対する支援等として、飲食店時短要請協力金の支給を行う。1月24日までの時短営業開始であれば支給対象とする。
- ・まん延防止等重点措置に伴う経済活動の停滞等の影響を受けて売上が減少した事業者に対する支援について、3月上旬に受付を開始できるよう準備を進めている。

- ・また、雇用調整助成金についても併せて周知を行っていく。
- ・「あんしん みえリア」の推進、制度の周知を引き続き図っていく。また、認証事務の可能な限りの迅速化を進めていく。
- ・続いて資料4、「三重県指針」ver. 14の別冊、イベントの開催基準等について、変更点の主なものを説明する。
- ・適用期間は、今回の「三重県まん延防止等重点措置」と同じ期間としている。
- ・イベント主催者等の皆様に対して、人数制限等の特措法でお願いするものであるが、参加人数が5,000人を超えるものについては、感染防止安全計画を策定していただき、2ページの表のとおり、国の示す基本的対処方針の基準に合わせ、上限人数を20,000人とする。この上限人数と収容率上限のいずれか小さい方を開催基準とする。
- ・なお、感染状況を鑑みて、ワクチン・検査パッケージ、全員検査による人数上限の緩和は行わないこととする。
- ・それ以外の場合、感染防止安全計画を策定しない場合の人数上限は、下の表にあるとおり、収容定員の設定がある場合は5,000人とし、人数上限と収容率上限のいずれか小さい方を限度とする。
- ・添付の様式等については、説明を割愛する。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について質問等はあるか。
- (質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、「三重県まん延防止等重点措置」及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 14」の一部改訂について、資料2、資料3及び資料4のとおり決定してよろしいか。
- (発言なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それではこのとおり決定する。

議題4 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・各部からの報告事項について、報告事項がある部局はお願いする。

(中尾医療保健部理事)

- ・病床使用率の分母である確保病床数について、本日からプラザ洞津の臨時応急処置施設 10 床が稼働し、457 床から 467 床になる。重症者用病床は 50 床で変更はない。

(日沖危機管理統括監)

- ・他に報告事項のある部局はあるか。
- (発言なし)

議題 5 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・最後に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(一見知事)

- ・保健所や医療保健部、コロナ対策本部等の頑張りもあり、何とか感染者の爆発的な増加は抑えられているが、実情は予断を許さない。感染者数や病床使用率はこの後も増加していくと考えられ、非常に厳しい時期を迎えている。オミクロン株との戦いでは、自分の命や大事な人の命が無くなることもあり得るという気持ちで対応いただきたい。
- ・まん延防止等重点措置が明日（1月21日）から始まるが、感染者数や病床使用率はすぐには低くならない。県民の皆様の変容できれば、おそらく1週間後には発症者の数がピークを迎える。さらにその1週間後（2週間後）には公表の感染者数がピークを迎え、その1週間後（3週間後）には、重症者のピークを迎える。したがって、今回のまん延防止等重点措置の3週間が重要なポイントである。
- ・感染拡大を抑制する最大のポイントは、飛沫の飛散を防ぐことである。マスクを着用する、食事の前には手を洗うという、当たり前のことを県民の皆様にも改めてお願いする。今回のまん延防止等重点措置では、認証店にはアルコールの提供を認めているが、「マスク会食」の徹底とセットでお願いしたい。悪いのは飲食店ではない。「マスクを着けずに話す」ことを避けることが重要である。とにかく3週間、職員も頑張ってください。以上を踏まえて、指示事項を3点申し上げる。
- ・重点措置区域については、飲食店の営業時間短縮などの要請を行う。事業者に対して確実な周知と丁寧な説明を行い、協力をお願いするとともに、問い合わせについても相談窓口で丁寧に対応すること。併せて、見回りによる営業時間短縮への協力状況の確認を実施することから、体制を整備するとともに、事業

者への周知を確実に行うこと。

- 感染の拡大や病床使用率の上昇が継続している中、一般医療や救急医療への影響が懸念される。引き続き医療機関等との連携を密にし、医療提供体制を強化するとともに、医療機関の負担軽減等を図るため、第 5 波の検証をふまえて増強した宿泊療養施設を活用し、適切な療養体制を維持すること。また、自宅療養者が急増していることから、必要な人員や資機材の確保を進めるとともに、関係団体等とも連携し、適切なフォローアップ体制の維持に万全を期すこと。
- ワクチンの追加接種について、今回のまん延防止等重点措置は 3 回目のワクチン接種が追いついてくるまでの間の措置だと考えている。3 回目のワクチン接種をとにかく急ぐ、これが重要である。そのためにも、県営集団接種会場を設置、円滑に運営するとともに、各市町における追加接種に関して、市町や関係団体等と連携し、必要な支援を行うこと。

(日沖危機管理統括監)

- ただいま知事から指示のあった事項 3 点について、各部局においてしっかりと対応をお願いします。
- 以上で第 53 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議を終了する。